

汚染状況重点調査地域の指定解除について【郡山市】

放射性物質汚染対処特別措置法^{*}では、環境大臣は、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域を、汚染状況重点調査地域として指定することとされており、指定の要件となった事実の変更により、その指定を解除することができることとされています。

汚染状況重点調査地域として指定されていた本市では、市全域の平均的な空間放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満となっており、指定の要件となった事実の変更が生じていることから、2023 (令和 5) 年 3 月 31 日付けで汚染状況重点調査地域の指定が解除されました。

^{*}平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

郡山市における除染の取組み

本市では、2011 (平成 23) 年 12 月 28 日に汚染状況重点調査地域の指定を受け、「郡山市ふるさと再生除染実施計画」を策定しました。

他自治体に先駆けて実施した小中学校の校庭、保育所や幼稚園の園庭の表土除去から始まり、約 7 年かけて除染を実施しました。

2018 (平成 30) 年 1 月までに面的除染が完了し、除染で発生した除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送も、2022 (令和 4) 年 3 月までにおおむね完了しました。



写真：小学校校庭の表土除去の様子

解除モニタリングの結果

本市では、2022 (令和 4) 年 7 月に、汚染状況重点調査地域の指定解除に向けたモニタリング (解除モニタリング) を実施しました。概要は以下のとおりです。

○測定箇所

市内 137 か所 (公共施設、保育所、小中学校及び公園から選定)

○測定結果

平均値：毎時 0.09 マイクロシーベルト

(全地点において、毎時 0.05~0.15 マイクロシーベルトの範囲内)

※詳しくは、郡山市ウェブサイトをご覧ください。QR コードはこちら →

